

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第2回専門アドバイザー委員会

1. 日時・場所

平成29年8月1日（火）10:00～11:30

都庁第二本庁舎 31階特別会議室 27

2. 出席者

別紙出席者名簿のとおり

3. 議題

(1) 概成道路等の考え方

(2) その他

4. 配布資料

議事次第

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」策定に向けた考え方  
（第2回検討会資料）

5. 議事録

[委員長冒頭挨拶]

岸井委員長

第1回の委員会に引き続き、本日も多くの方々に集まっています。まずは確認となりますが、本検討は、第四次事業化計画において必要性が確認された路線の内、10年間で優先的に整備を進める優先整備路線等に該当しない、残る路線について、どのように考えて、その整備を図っていくかを検討していくものであり、本日はその考え方について議論していきます。

[事務局より資料説明]

岸井委員長

事務局より、本検討の対象である約600kmの内、計画幅員までは完成していないが、ある程度の車線数は有する等、概ねの機能を満たしている約260kmの概成道路について、拡幅整備の有効性の精査の基本的な考え方が示されました。具体的には、道路構造条例等に基づき、車道部と歩道部に対して目安となるスペックを設定し、現道がその両方を満たしている概成道路は、一定の機能を有していると整理され、路線の状況にもよりますが、整

備の優先順位は低くなると予想されます。その他には、歩道部のスペックを満たしていないが道路空間の再配分によってスペックを満たすことができるという整理や、車道部のスペックを満たしていない箇所については既定計画通り拡幅をする、といった整理等も考えられるのではないかと思います。

また、地域的な道路における既存道路による代替可能性の観点について、他自治体の事例紹介もありました。

それでは、アドバイザーの先生方からご意見やアドバイスをいただきたいと思います。

### 目黒委員

拡幅整備の有効性の精査に関して、道路構造条例等を基に現道进行评估するという考え方は理解しました。しかし、評価にあたっては、自動車や歩行者交通量等の現道の利用状況を考慮することも重要であると思います。それらの評価はされていますか。

また、地域的な道路における既存道路による代替可能性の観点として、現道がない事例が紹介されましたが、現道がある概成道路についても、その代替と成り得る道路の有無の確認は災害時等において重要であると思います。

さらに、現在残っている都市計画道路の整備着手までに長い年月がかかることを踏まえると、今後は自動運転の普及など、運転技術の変化や自動車の在り方そのものも随分変わっていく可能性があります。その意味では、輸送効率がアップする可能性が高いので、断面交通量の想定は少しプラス側で評価してもよいと思います。

### 岸井委員長

事務局からの回答は、もう少し他のご意見が出た後に一括していただきたいと思います。

その他、いかがでしょうか。

### 中村委員

拡幅整備の有効性の精査にあたっては、概成区間に道路構造条例等に基づくスペックのみで評価するのではなく、地域の実情の観点において、路線の前後区間の状況等を考慮する必要があると思います。また、車道部と比較し歩道部は、どのような幅員が望ましいか、歩行者交通量や自転車交通量等の現道の利用状況を十分考慮し、検討することが重要であると思います。

また、今後の作業の見通しとして、地域の実情を考慮する際に、目安となる指標を設定するのか、あるいは地域ごとに状況は様々であるため、あくまで個別に評価するのか等、検討していく必要があると思います。

### 岸井委員長

その他、いかがでしょうか。

## 中井委員

拡幅整備の有効性の精査にあたり、歩道部の幅員がスペックを満たしていない場合に道路空間の再配分によって現道合わせの方向で整理しようとする考え方は重要であると思います。要するに、今後、バリアフリーや街づくり上の都市空間のクオリティの観点や自動車の高機能化等を考慮する上で、歩道部ではなく、車道部の幅員を調整しようとする考え方を示すことはよいと思います。

また、車道部が標準的なスペックを満たしていない、あるいは歩道部が歩行者の交通量が多い道路のスペックを満たしていない場合における、評価の観点として、費用対効果を考慮すべきであると思います。例えば、1m拡幅する場合において、地権者は1人なのか、あるいは共同住宅で地権者が複数人に分散されているかによって、潜在的コストは大きく変わるため、これらを同等と扱い機械的に評価することは望ましくないと思います。また、歩道部の幅員を拡幅する場合に、駅前であれば非常に公共性の向上に寄与すると考えられるため、こうした場所としてのポテンシャルを勘案したパフォーマンス評価という観点も必要になると思います。

また、何箇所か現地を見た印象として、車道部が標準的なスペックを満たしていない、あるいは歩道部が歩行者の交通量が多い道路のスペックを満たしていない場合であっても、必要なスペックを満たしている場合は、少しでも多く現道合わせの方向に整理できればよいと思います。

## 岸井委員長

ここまでは、各先生方とも拡幅整備の有効性の精査に関して、道路構造条例等を基に現道进行评估するという考え方をよしとするご意見がありました。また、自動車や歩行者交通量等の現道の利用状況を考慮することが重要であるのご意見や、防災の観点からのご意見、路線の前後区間の状況等を考慮する必要があるのご意見、機械的に評価するだけでなく、費用対効果の観点も重要であるのご意見等がありました。

まずは、道路空間の再配分の考え方と道路構造条例等による評価に加え、費用対効果や実現可能性等の他の観点からも評価を行うか否かについて、事務局から回答をお願いします。

## 都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

様々なご意見等をいただきありがとうございます。

前提として、本検討では、道路構造条例等を基に検討を行った上で、基本的には、既定計画通り、あるいは現道合わせのどちらかに整理していきたいと考えています。

道路空間の再配分の考え方については、車道部から歩道部に幅員を調整する場合は想定していますが、安全でにぎわいのある歩行者空間が求められている中で、歩道部から車道

部に幅員を調整する場合は基本的に想定していません。

費用対効果や実現可能性等の観点については、中井先生よりお話のありましたように、例えば1 m拡幅する場合においても、沿道が共同住宅か否かで対応する地権者数が大きく異なり、費用対効果や実現可能性にも差が生じると想定されます。しかしながら、本検討では、費用対効果や実現可能性等の観点は含めず、あくまで道路構造条例等を基に評価を行っていきたいと現段階では考えています。

#### 岸井委員長

事務局から、本検討は、費用対効果や実現可能性等の観点は含めず、道路構造条例等を基に評価を行うと説明がありました。

その他、いかがでしょうか。

#### 久保田委員

前回の委員会でも意見を述べましたが、第四次事業化計画における優先整備路線に対して、誤解や不適切な影響等がないか配慮する必要があると思います。

また、地域の実情をどのように考慮するかが、今後の検討における大きな焦点になると思います。この地域の実情をそれぞれの検討主体が個別に考慮するのではなく、共通化できる事項については目安となる指標を設定していくことが望ましいと思います。

#### 岸井委員長

その他、いかがでしょうか。

#### 竹内委員

拡幅整備の有効性の精査に関して、道路構造条例等を基に現道を評価するという基本的な考え方については、他の先生方と同様に異論ありません。ただし、関連計画への影響や地域の実情等が、実際の検討作業の中でどのように考慮されていくのか、分かりやすく整理する必要があると思います。

#### 植村委員

基本的には他の先生方のご意見に異論はありませんが、拡幅整備の有効性の精査において、車道部がスペックを満たしていない場合を機械的に全て既定計画通りと整理するのではなく、地域の実情を考慮して評価する必要があると思います。

また、何箇所か現地を見た印象として、歩道部における植樹帯を必ずしも1 m確保できない場合でも、つる植物を絡ませたフェンスを歩車道の境に設置し、有効な緑化方法として機能している箇所もあるため、地域の実情を考慮して既定計画幅員までの拡幅が必要か否かを検討すべきであると思います。

### 堀江委員

前回の委員会でも意見を述べましたが、今後の新技術に対応できる道路空間について考えていく必要があるという点と、超高齢社会になっていく中で、様々な身体状況の方々が気楽に堂々と快適に街に出て行けるような歩行者の道路空間の充実を図るために、歩道部の幅員を重要視することは評価できると思います。

また、歩行者の道路空間を確保していく上で、植樹帯をどのように取扱うかを考える必要があると思います。特に、夏季は多くの歩行者が木陰を選びながら歩いていますが、今後さらに都市の気候の変動が激化していく中で、その重要性は高くなると思います。このような要素も、地域の実情の観点により考慮されると思いますが、指針として盛り込まれるとよいと思います。

また、現在、道路構造令における自転車通行空間の規定の見直しに関して、社会資本整備審議会道路分科会にて議論されていますが、見直しの内容によっては本検討に大きく関係してくるため、動向を注視していく必要があると思います。

### 岸井委員長

ここまでは、拡幅整備の有効性の精査に関して、優先整備路線に対して誤解や不適切な影響等がないか配慮する必要があるとのご意見や、車道部がスペックを満たしていない場合を機械的に全て既定計画幅員の尊重と整理するのではなく、地域の実情を考慮して評価する必要があるとのご意見、自転車通行空間の規定の見直しへの対応等の議題がありました。

ここで、事務局から答えるべきことがあればお願いします。

### 都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

久保田委員からお話のありました、優先整備路線に関しては、そもそも拡幅整備の有効性が認められたことや、現道では不十分であると判断されたこと等から優先的に整備すると選ばれたものであり、既定計画幅員通り整備する必要性を十分整理できると考えています。

植村委員からお話のありました、車道部がスペックを満たしていない場合における整理については、基本的な考え方として歩道部から車道部に幅員を調整することは想定していませんが、最終的には地域の実情を考慮する必要があると考えています。

### 岸井委員長

また、地域の実情の観点について、共通化できる事項については目安となる指標を設定していくことが望ましいとのご意見や、実際の検討作業の中でどのように考慮されていくのか、分かりやすく整理する必要があるとのご意見もありました。

#### 都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

中村先生、久保田先生及び竹内先生からお話のありましたように、今後の検討において、地域の実情をどのように評価するかは非常に重要となります。検討にあたり、目安となる指標を設定することで統一的な評価が可能となる一方で、地域や路線により状況は様々であり、適切な評価が損なわれる可能性もあるため、今後の検討課題とさせていただきます。

#### 岸井委員長

都及び区市町は、第四次事業化計画の策定時に、本検討の対象路線の必要性の検証を既に行っており、どのような役割を果たすべき道路か把握していると思います。その上で、周辺の状況といった地域の実情を確認してみることが、作業の第一段階となると思います。

検討にあたり、目安となる指標を設定すべきか、あるいは検討主体ごとに個別に評価すべきか等、何か良い知恵がありましたらご意見やアドバイスをいただきたいと思います。

#### 久保田委員

それぞれの検討主体にて、まずは現場の状況を詳細に確認した上で、地域の実情として考慮すべき事項や理由を都及び区市町で共有し、議論の上、共通化することがふさわしい事項については、目安となる指標を設定していくとよいと思います。

#### 岸井委員長

それぞれの検討主体にて示された考慮すべき事項や理由を共有し、議論した上で、共通化することがふさわしい事項については、目安となる指標を設定していくというご意見が出ました。

#### 堀江委員

地域の実情の共有と関連して、これまでに都及び区市町において、道路整備にあたっての成功事例等がありましたら、共有し本検討に反映していくことも重要であると思います。

#### 岸井委員長

その他、いかがでしょうか。

事務局から、確認すべきことや今後の予定等について報告すべきことがあればお願いします。

#### 都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

本委員会において、拡幅整備の有効性の精査について考え方を示させていただき、考え方としては、概ねご理解いただいたと思います。その中で、地域の実情の観点に関しては、

その取扱いについて引き続き検討し、調整していく予定です。

次回については、立体交差等の他の検討事項を議題とさせていただく予定です。

岸井委員長

本日の委員会では、様々なご意見をいただき、また懸念事項もできましたので、今後のとりまとめに際して配慮いただきたいと思います。

以上で第2回目の委員会を閉会したいと思います。

[事務局より事務連絡]

以上

## 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

## 第2回専門アドバイザー委員会 委員 出席者名簿

所属	氏名	備考
【委員長】 日本大学理工学部土木工学科 教授	岸 井 隆 幸	
LM法律事務所 弁護士	植 村 京 子	
埼玉大学大学院理工学研究科 教授	久保田 尚	
東京女子大学現代教養学部 教授	竹 内 健 蔵	
東京大学大学院工学系研究科 教授	中 井 祐	
日本大学理工学部土木工学科 教授	中 村 英 夫	
東京海洋大学海洋工学部 教授	兵 藤 哲 朗	(欠席)
佛教大学社会学部 准教授	堀 江 典 子	
東京大学生産技術研究所 教授	目 黒 公 郎	

(五十音順、敬称略)



「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第2回専門アドバイザー委員会 東京都 出席者名簿

所 属		備 考
政策企画局	調整部 技術政策担当課長	
都市整備局	総務部 企画担当課長	(代理)
	都市づくり政策部 政策調整担当課長（都市政策担当課長兼務） 都市計画課長 土地利用計画課長 緑地景観課長	(代理) (代理)
	都市基盤部 都市基盤部長 物流調査担当課長 街路計画課長 外かく環状道路担当課長 街路計画調整担当課長	
	市街地整備部 企画課長 防災都市づくり課長	(代理) (代理)
	市街地建築部 建築企画課長	(代理)
	建設局	道路管理部 路政課長 保全課長 安全施設課長 調整担当課長
	道路建設部 計画課長 事業化調整専門課長	
	公園緑地部 計画課長	(代理)
港湾局	港湾整備部 計画課長	

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第2回専門アドバイザー委員会 区市町 出席者名簿

所 属		備 考
千代田区	環境まちづくり部 景観・都市計画課長	(代理)
中央区	環境土木部 参事（連絡調整・特命担当）	
港区	街づくり支援部 土木計画担当課長	(代理)
新宿区	都市計画部 都市計画課長	(代理)
文京区	都市計画部 都市計画課長	
台東区	都市づくり部 都市計画課長	
墨田区	都市計画部 都市計画課長	
江東区	土木部 道路課長	
品川区	都市環境部 都市計画課長	(欠席)
目黒区	都市整備部 都市計画課長	
大田区	まちづくり推進部 まちづくり計画調整担当課長	
世田谷区	道路・交通政策部 道路計画課長	
渋谷区	土木清掃部 街路・用地担当課長	
中野区	都市基盤部 副参事（都市計画担当）	(代理)
杉並区	都市整備部 土木計画課長	(代理)
豊島区	都市整備部 都市計画課長	
北区	まちづくり部 都市計画課長	
荒川区	防災都市づくり部 都市計画課長	(代理)
板橋区	都市整備部 都市計画課長	(代理)
練馬区	都市整備部 交通企画課長	(代理)
足立区	都市建設部 企画調整課長	(代理)
葛飾区	都市整備部 街づくり計画担当課長	
江戸川区	土木部 計画調整課長	

所 属		備 考
八王子市	都市計画部 交通企画課長	
立川市	まちづくり部 都市計画課長	
武蔵野市	都市整備部 参事(まちづくり調整担当)	
三鷹市	都市整備部 広域まちづくり等担当部長 まちづくり推進課長事務取扱	(代理)
青梅市	建設部 土木課長	(欠席)
府中市	都市整備部 まちづくり担当副参事兼計画課長	(代理)
昭島市	都市計画部 都市計画課長	(代理)
調布市	都市整備部 副参事兼街づくり事業課長	
町田市	都市づくり部 都市政策課長	(代理)
小金井市	都市整備部 都市計画課長	(代理)
小平市	都市開発部 都市計画道路担当課長	
日野市	まちづくり部 都市計画課長	(代理)
東村山市	まちづくり部 都市計画課長	
国分寺市	まちづくり部 まちづくり計画課長	(代理)
国立市	都市整備部 都市計画課長	
福生市	都市建設部 まちづくり計画課長	
狛江市	都市建設部 まちづくり推進課長	
東大和市	都市建設部 都市計画課長	
清瀬市	都市整備部 まちづくり課長	
東久留米市	都市建設部 道路計画課長	(代理)
武蔵村山市	都市整備部 都市計画課長	(代理)
多摩市	都市整備部 都市計画課長事務取扱面整備担当部長	
稲城市	都市建設部 都市計画課長	
羽村市	都市建設部 都市計画課長	
あきる野市	都市整備部 建設課長	
西東京市	都市整備部 都市計画課長	
瑞穂町	都市整備部 都市計画課長	(代理)
日の出町	まちづくり課長	

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第2回専門アドバイザー委員会 オブザーバー 出席者名簿

所 属		備 考
国土交通省 関東地方整備局	東京国道事務所 計画課長	(代理)
	相武国道事務所 計画課長	
	川崎国道事務所 計画課長	(欠席)